

「栃木県教育振興基本計画2025 -とちぎ教育ビジョン-」の検証

令和7（2025）年2月
栃木県教育委員会

基本目標Ⅰ 学びの場における安全を確保する

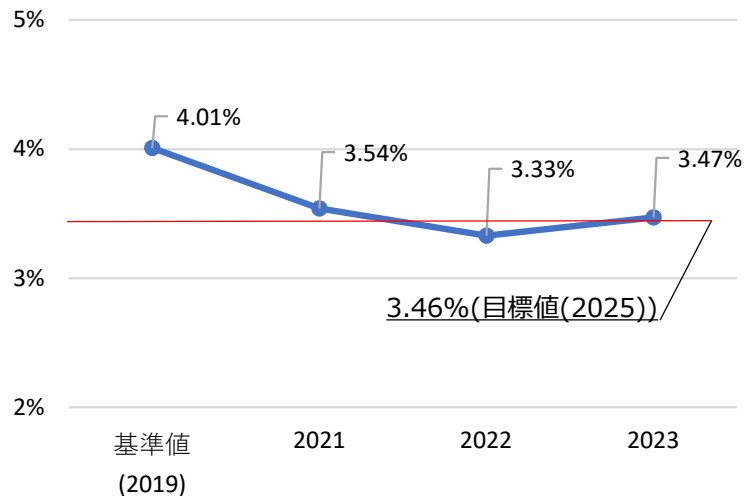
基本施策 1

学校安全の徹底・充実

主な取組

- (1) 教員の学校安全に関する資質・能力の向上
- (2) 校内の体制整備の強化
- (3) 安全教育の充実

学校管理下における負傷を伴う
事故等の発生率(国公私合計)
〔災害共済給付状況
(独法日本スポーツ振興センター)〕



今後の方向性等

- 教員の学校安全に関する資質・能力を更に向上させるため、研修等の一層の充実を図る。
- 新たな知見等を活用した危機管理マニュアル等の見直しサイクルを構築し、体制整備の一層の強化を図る。
- 専門家の知見の活用や地域及び関係機関等との連携強化により、安全教育の一層の充実を図る。

令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) 学校管理下における事故の未然防止と事故等の発生に備えた安全管理などに関する研修等の実施により、教員の学校安全に関する資質・能力の向上が見られたが、事故の発生率を更に低減させ、事故等の発生時における被害を最小限にとどめるためには、教員の資質・能力を一層向上させることが課題である。
- (2) 各学校においては、学校安全計画や危機管理マニュアルの見直し等により、校内の体制整備の強化を行ったが、学校安全の実効性を高めるためには、学校安全計画や危機管理マニュアル等の点検・評価を踏まえた一層の体制整備の強化が課題である。
- (3) 様々な危機事象に対し児童生徒等が自ら安全に行動するための資質・能力を育成するため、各学校においては教育活動全体を通じて安全教育が実施されたが、近年の災害等の事例や教訓等を踏まえた安全教育を一層充実させることが課題である。

国や県の動向等

- 国の「学校安全の推進に関する有識者会議」にて、学校安全を推進するための組織体制の在り方について検討され、令和6年7月末に中間まとめが示された。
 - 地域や関係機関等との連携による学校安全の実効性向上
 - 持続可能かつ組織的に学校安全の質の向上を図る
 - 校内の組織体制の更なる整備
 - 「学校安全の中核を担う教職員」の位置づけ・役割等の更なる整理が必要

基本目標Ⅱ 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす

基本施策2

人権尊重の精神を育む教育の充実

主な取組

- (1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備
- (2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上
- (3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実

令和6年度末時点の総括（成果と課題）

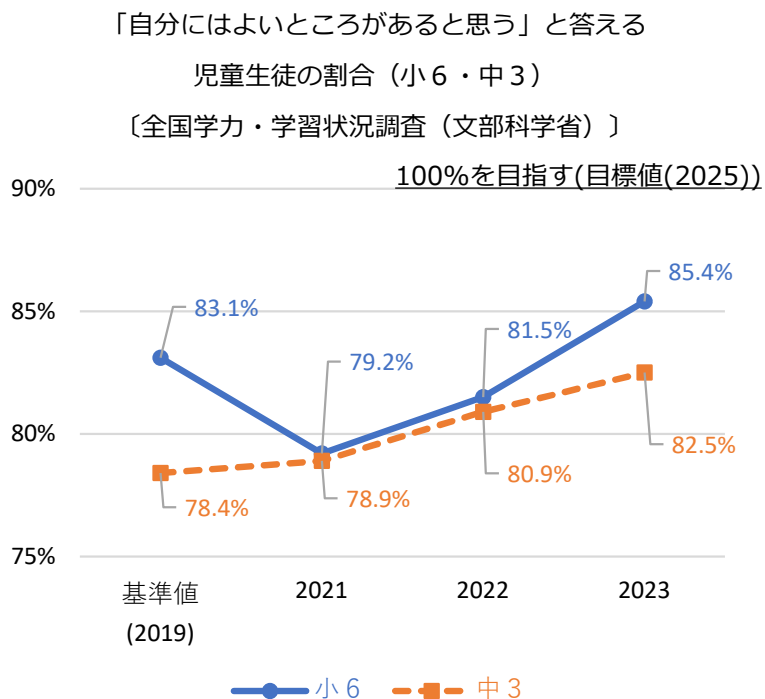
- (1) 「人権教育推進の手引」により市町教育委員会と推進の方向性を共有し、一体的な推進を通じて、各学校における学習指導案への位置付けや研修の実施が図られているが、研修の内容については格差が見られる。
- (2) 新任人権教育主任を対象にした研修会等の内容及び方法を工夫改善し、演習等を通じて指導者の「三指導」への理解が図られてきたが、人権教育の目標の設定について教科目標との関連性が弱い事例が散見される。
- (3) 男女共同参画や（外国人等との）共生社会の実現をテーマとしたデジタル学習教材を作成し、実践事例をホームページや各種研修会で例示しながら、授業における活用の促進を図った。実践校における児童生徒は積極的に学習課題に取り組み、人権に対する理解を深めることができたが、実践は限られる。

国や県の動向等

- 文科省は令和6年3月に補足資料を通じて、ハンセン病問題に係る通知や「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に係る法律」の施行など人権問題の解決に向けて実施された立法措置等を踏まえた人権教育のより一層の推進を示した。
- 栃木県は令和6年1月の知事訓示により、G7大臣会合の開催を契機とした「男女共同参画の社会づくり」に向けたさらなる加速化を図ることが求められる。

今後の方向性等

- 文科省にくわえ、法務省及びこども家庭庁の動向も踏まえ、引き続き、人権教育を①「一人一人を大切にし可能性を伸ばす教育」として、また、②「人権問題の解決に資する教育」として推進できるよう連携体制の整備及び研修の充実を図る。さらに、人権や人権問題の正しい理解を図るための学習の充実のため、デジタル学習教材を項目毎に再構成し、授業の場面場面での一層の活用を図る。



基本目標Ⅱ 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす

基本施策3

特別支援教育の充実

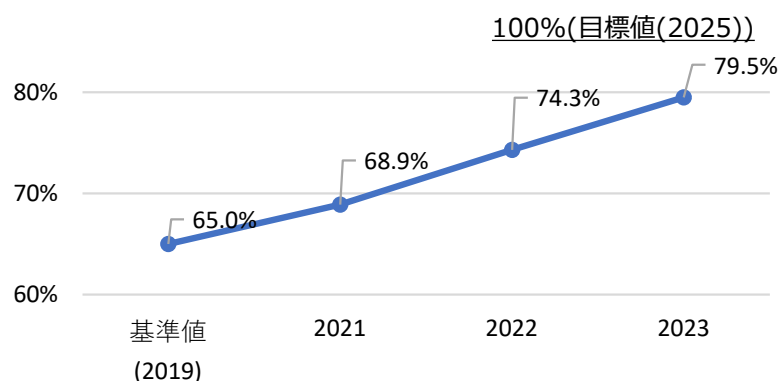
主な取組

- (1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上
- (2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

中・義務教育学校において、個別の教育支援計画を
作成し、高等学校等へ進学した生徒のうち、

引継ぎを実施した割合

〔障害のある幼児児童生徒の支援情報の引継ぎ調査〕



令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) 専門家の派遣やその知見を活用した事例検討会、巡回相談の実施等、学校の取組への支援や、職位、経験年数に応じた研修の実施等により、教員の特別支援教育に関する理解が進み、実践的な指導力の向上が図られた。しかし、その成果は担当教員にとどまるなど指導力等の状況には差異があり、十分に対応することができていない事例も見受けられる。
- (2) 小・中・義務教育学校・高等学校等の管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の実施、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎモデルや引継ぎに係る好事例の周知等を行った。これにより、次の学校段階及び就労先との連携の重要性や引継ぎの必要性について理解が進み、個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎを実施した幼児児童生徒数は増加したが、現行計画の目標達成は難しい状況である。

国や県の動向等

- 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」（R3.1.4）により、特別支援教育の基本的な考え方やこれからの方向性が示された。
- 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（R4.4.27）や「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援のあり方に関する検討会議報告」（R5.3.13）等により、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の一層の推進が求められている。
- 栃木県では、「特別支援教育の充実に向けた方針」（R6.8）により、共生社会の実現に向け、障害のある幼児児童生徒が主体的に学び、自信を育みながら周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができるよう、特別支援教育全体の充実に向けた取組を示した。

今後の方向性等

- 教員の特別支援教育に関する一層の理解促進と実践的な指導力の更なる向上
- インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の一層の推進

基本目標Ⅱ 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす

基本施策 4

多文化共生に向けた教育の推進

主な取組

(1) 国際教育の推進

(2) 日本語指導が必要な児童生徒への指導・支援の充実

令和6年度末時点の総括（成果と課題）

(1) 各学校では、児童生徒の教科等横断的な学習や探究的な学習において、多様な文化的背景や価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合うことで、多文化共生社会の担い手として必要な資質・能力の育成に努めている。一方、生徒の英語力については、国が掲げる目標の数値に届いていないため、引き続き、生徒が英語を使って実際にコミュニケーションを行う言語活動を一層充実させるなどの授業改善が必要である。

(2) 日本語指導が必要な児童生徒に対する指導・支援の充実に資するため、帰国・外国人児童生徒教育研究協議会や内地留学生派遣等を行ってきた。一方で、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する、小・中・義務教育学校における特別の教育課程の編成・実施の割合については、基準値とほぼ変わっていない。

帰国・外国人児童生徒が増加している現状を踏まえ、各学校における特別の教育課程の編成・実施を含めた更なる指導体制の充実が望まれる。

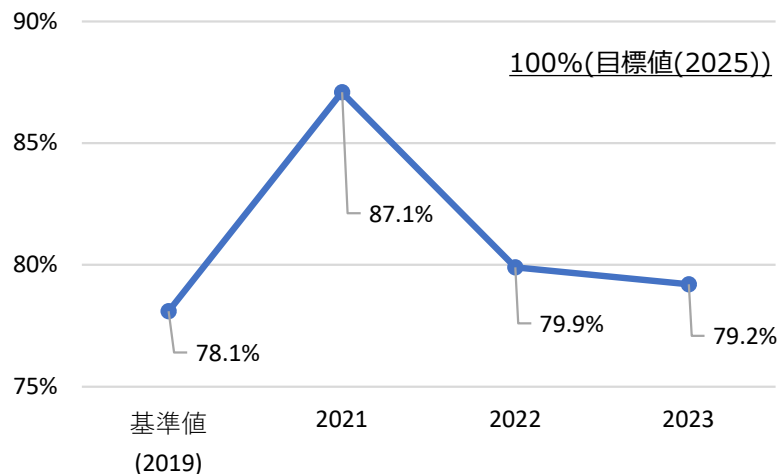
国や県の動向等

- 「教育振興基本計画」(文科省)：グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成や共生社会の実現に向けた教育の推進について記載
- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」(R3 中教審答申)：増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について記載
- 「とちぎ未来創造プラン」：重点戦略1－1「一人ひとりの可能性を伸ばす教育の推進」日本語指導が必要な児童生徒への支援、高校生の留学支援について記載

小・中・義務教育学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、「特別の教育課程」による

日本語指導を受けている割合

〔小・中学校教育課程等に係る調査〕



今後の方向性等

- 国際教育の推進に当たっては、引き続き教科等横断的な学習や探究的な学習を通じた、多文化共生社会の担い手として必要な資質・能力の育成が必要である。また、英語によるコミュニケーション能力の育成については、言語活動の一層の充実を図るとともに、ICTの有効活用をとおして、個別最適な学びの充実に努めていく。
- 日本語指導については、特別の教育課程による児童生徒の実態に応じた計画的且つ個別最適な日本語指導の一層の充実が望まれる。

基本目標Ⅲ 未来を切り拓く力の基礎を育む

基本施策 5

確かな学びを育む教育の充実

主な取組

- (1) 学びの基礎を培う幼児教育の充実
- (2) 学習の基盤となる資質・能力の育成
- (3) 確かな学力の育成

令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) 「令和6年度幼小連携推進状況調査」により、幼小カリキュラム接続事業を実施している市町数は24市町となり、目標値に迫っている。
- (2) 各教科において多様な資料を適切に取り取り、自分の考えを表現する力を育成するために、調査結果を踏まえた授業改善の手立てを提案し、言語活動の充実を図ってきた。また、授業でのICT活用は研修の充実等により進みつつあるが、「全国学力・学習状況調査」によると、その数値は全国平均を下回っている。各教科等の特質に応じてICTを活用した指導を充実させるため、GIGAワークブックを作成し、周知することにより、各校においてGIGAワークブックを活用し、情報モラル教育を含めた情報活用能力の育成を図った。
- (3) 小・中学校段階においては、各種学力調査結果等から自校の強みと課題を見出し、課題解決を図る「検証改善サイクル」の構築・運用が図られてきたが、「全国学力・学習状況調査」の調査結果の推移を見ると、推進指標の達成までには至っていない。
高等学校段階では、STEAM教育を推進し、課題発見・解決的な探究活動の充実を図ってきたが、モデル校以外の高等学校への成果の普及が課題である。

国や県の動向等

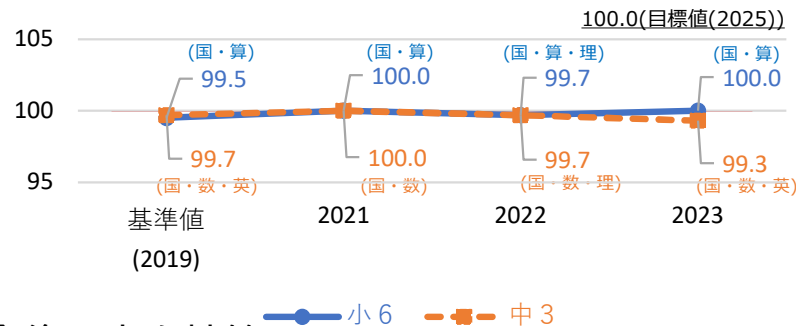
- 国・県：教育委員会が主導的な役割を発揮し、地域一体となった「幼保小の架け橋プログラム」の推進が求められている。
- 国：教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方について、今後検討を深めるべき具体的な論点等について有識者の意見（「論点整理」）がまとめられた。
- 国：令和9年度から「全国学力・学習状況調査」の全てをCBTに全面移行。

今後の方向性等

- 架け橋期の教育を充実させるとともに、幼小連携事業を更に促進する。
- 学習指導要領の趣旨の実現を踏まえ、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通して、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を一層推進するとともに、実社会とのつながりを意識した教科等横断的な学びの充実を図る。
- 学力向上に向けた取組をより充実させるため、学習状況をこまめにチェックし、その後の課題解決に向けた取組を小さな検証改善サイクルで行うよう促すことにより、資質・能力の確実な育成を図る。
- STEAM教育の探究手法等を県立高等学校全体に普及し、探究的な学びの質の向上を図る。
- 様々な事情から学齢期に十分な教育を受けられなかった方や、日本語習得に困難がある方の社会的自立を支援するため、県立夜間中学の開校準備を進める。

幼小カリキュラム接続事業を実施している市町数 〔幼小連携推進状況調査〕				
基準値 (2019)	2021	2022	2023	目標値 (2025)
17市町	21市町	23市町	20市町	25市町

「全国学力・学習状況調査（文部科学省）」の
「教科に関する調査」の各教科（国語、算数・数学、
理科、英語）の標準化得点の平均値
（理科と英語は3年に1回程度実施）



基本目標Ⅲ 未来を切り拓く力の基礎を育む

基本施策6

豊かな心を育む教育の充実

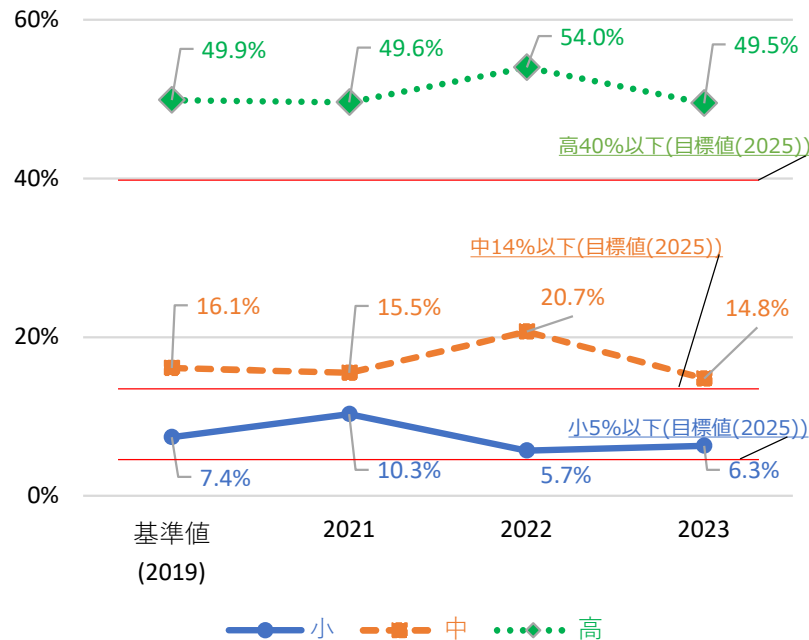
主な取組

(1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実 (2) 子どもの読書活動の推進

1か月に1冊も本（まんが・雑誌を除く。）を読まない

児童生徒の割合（不読率）

〔子どもの読書活動に関する実態調査〕



今後の方向性等

- 道徳教育推進教師への支援を充実させるとともに、道徳科の質的な授業改善に向け、各学校の実態に応じた道徳教育の充実に取り組んでいく。その中で、「栃木県道徳教育ハンドブック」を新任道徳教育推進教師研修会や学校訪問時の説明資料として活用し、「考え、議論する道徳」の質的充実等の視点からの授業改善に向け、教員の指導力向上を図っていく。
- 栃木県読書活動推進計画に基づき、公立図書館と学校の連携強化や、SNS等を活用した読書関連情報の周知啓発、読書バリアフリーの推進等に努め、全ての県民が読書に親しむことのできる環境づくりを推進することで、県民の読書習慣の形成及び定着を図る。

令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) 各学校において、道徳科の授業時数の確保など、量的なものは確実に実施されてきている。一方で、「考え、議論する道徳」への質的転換については、小学校と中学校において授業実践における差が大きく、中学校においては、未だに「読み物道徳」からの脱却が図られていない学校も見受けられる。
 - (2) 高等学校における読書活動を推進するリーダーとして、読書コンシェルジュを育成・任命し、各校における読書活動を推進するなど、同世代への読書への関心を高めることができた
 - ・ **R3～R6 任命者数：206名**
- 不読率については、基準値から横ばいの状態が続いている。

国や県の動向等

- 令和4年度小学校学習指導要領実施状況調査結果では、「特別の教科道徳」の目標の実現に向けた取組について、教師の指導に関する認識と児童の受け止めに関する認識に差があり、より一層「考え、議論する道徳」の質的充実等の視点からの授業改善を図っていくことが必要であるとの指摘がある。
- 国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」等を踏まえ、令和6年に栃木県読書活動推進計画を策定した。

基本目標Ⅲ 未来を切り拓く力の基礎を育む

基本施策 7

健やかな体を育む教育の充実

主な取組

(1) 体育活動の充実

(2) 学校保健、食育・学校給食の充実

令和6年度末時点の総括（成果と課題）

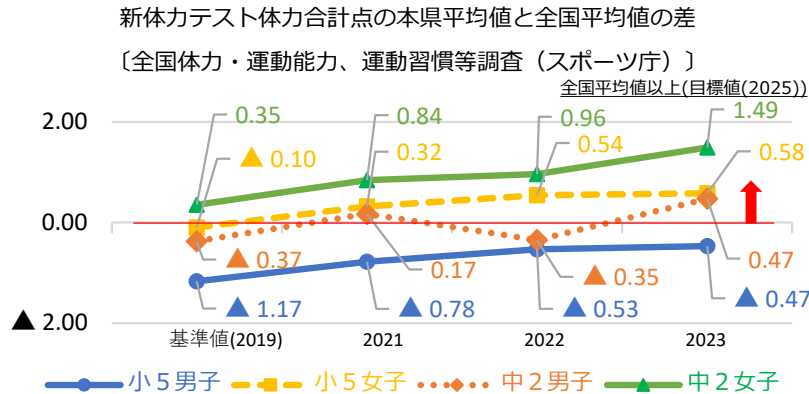
(1) 体育・保健体育担当教員の資質及び指導力の向上を図る研修等の実施、WEBサイトの活用の促進、専門的知識をもつ外部指導者を活用した取組等により、令和6年度の体力合計点において、小5女子、中2男女とも全国平均値を上回るなど、児童生徒の体力は緩やかに向上している。しかし、授業以外の運動時間が0分の児童生徒の増加など、運動をする子としない子の二極化が顕著である。

また、部活動については、栃木県部活動改革検討委員会を開催し、有識者等の意見を得ながら地域連携や地域移行に取り組み、スポーツ活動の充実を図った。

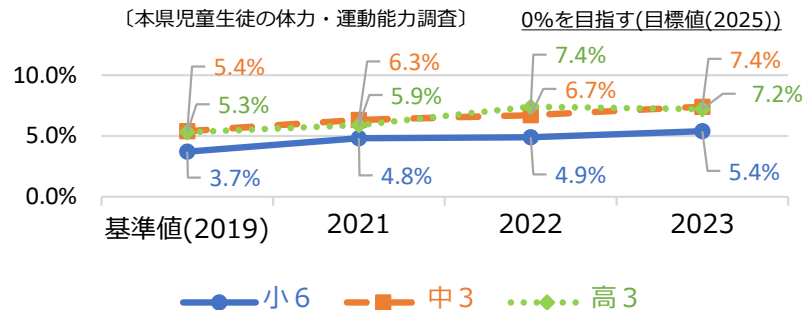
(2) 専門医や食に関する専門家を学校に派遣し、健康課題の解決に向けた講演会や体験活動等を実施するとともに、栄養教諭等を対象とした研修内容において食に関する指導や学校給食管理等について指導力・実践力を向上させることにより、児童生徒が健康と食生活に関する正しい知識を身に付け、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育んだ。しかしながら、食習慣の面では、朝食を欠食する児童生徒の割合が増加する傾向が続いている。

国や県の動向等

- 令和4年3月に策定された第3期スポーツ基本計画の12の施策のひとつに、多様な主体におけるスポーツの機会創出が掲げられ、地域や学校における子ども・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実が示されている。
- 令和3年3月に策定された第4次食育推進基本計画では、学校を通じて保護者に対する食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めるとともに、各地域で保護者向けプログラムを始めとした様々な学習機会を提供することの重要性が示され、県の第4期食育基本計画においても、家庭を対象とした食育講座等の充実が目指されている。



- ・朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」児童生徒の割合（小6・中3）〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕
- ・朝食を「全く食べない」生徒の割合（高3）



今後の方向性等

- 児童生徒が、自己の適性等に応じた運動やスポーツとの多様な関わり方を見出すことができるよう授業の改善を図るとともに、WEBサイトや外部指導者等の活用による運動機会の充実、幼少期の運動遊びの経験を重視した発達の段階に応じた体力向上方策を推進する。また、部活動については、地域全体で支える体制の構築に、引き続き取り組んでいく。
- 本県においても朝食を欠食する児童生徒の割合が増加していることを踏まえ、関係機関と連携しながら、その原因把握に努めるとともに、学校と家庭、地域が連携し、児童生徒一人ひとりが適切な食習慣を確立できるよう食に関する指導の充実に取り組んでいく。

基本目標Ⅳ 自分の未来を創る力を育む

基本施策 8

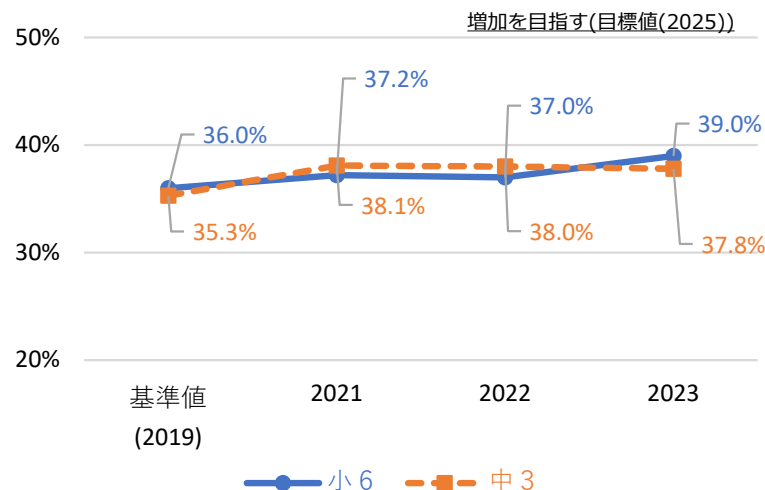
自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実

主な取組

- (1) 学業指導の充実
- (2) 教育相談・支援体制の充実
- (3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応

「あなたの学級では、学校生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合

〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕



令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) 児童・生徒指導推進中央研修会等を通じて、学業指導の周知・啓発等に取り組むとともに、学業指導応援チーム派遣事業を実施し、各学校の取組等について指導助言をした。教職員の指導力は向上したが、十分とは言えない。
- (2) スクールカウンセラー等の配置拡充及び教育相談担当者等の資質向上に取り組んだが、様々な不安や悩みを抱えた児童生徒が増加し、学校が苦慮する事案も増えている。
- (3) 専門家の活用等を通じて、学校の組織的な指導体制の強化に取り組んだが、児童生徒の問題行動が複雑化・多様化し、問題が深刻化する事案が増えている。

国や県の動向等

- 「生徒指導提要」（令和4年12月文部科学省）が改定され、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等が再整理された。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」がとりまとめられた。(令和5年3月31日文部科学省)
- 不登校児童生徒数や学校内外の専門機関で相談・支援を受けていない不登校児童生徒数が全国より高く増加傾向にあることから、「不登校総合対策検討委員会」を令和6年度に設置し、不登校対策の方向性等について検討を開始した。

今後の方向性等

- 学業指導の充実に向け、「学業指導の充実に向けて」（平成24年3月）を改訂し、研修会等において周知・啓発等に取り組む。
- スクールカウンセラー等と連携した相談・支援体制の一層の充実に向け、研修会等を通じて、教育相談担当者等の資質向上を図る。
- 児童生徒の問題行動等への早期対応に向け、専門家の効果的な活用や関係機関との連携等を通じて組織的な対応の強化を図る。

基本目標Ⅳ 自分の未来を創る力を育む

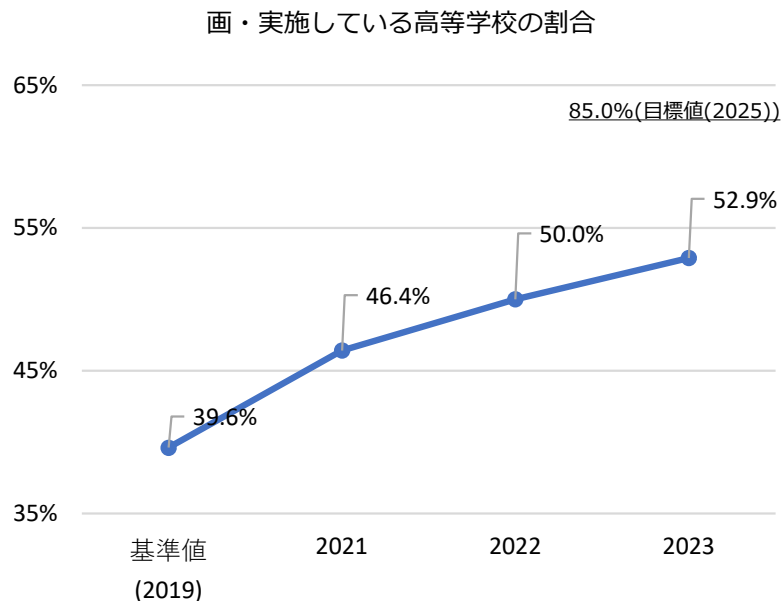
基本施策 9

社会に参画する力を育む教育の充実

主な取組

- (1) 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実
- (2) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進

様々な社会問題について、生徒が自分のこととして捉え、社会参画力を育むことを目標とする教育活動を計画・実施している高等学校の割合



令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) 各学校では、小・中学校社会科や高等学校公民科の授業における現実社会の課題に関わる学習や児童会・生徒会活動、県や市町の議会との交流など、児童生徒や地域の状況に合わせた様々な教育活動を行い、社会的事象等を自分事として考える経験等をとおして、児童生徒の主権者意識を醸成し、社会に参画する力を育んできた。一方で、一部の児童生徒のみを対象とする教育活動や、継続性のない一時的な行事であるなど、教育内容が組織的に配列されていないことが課題である。
- (2) 「未来を創る高校生地域連携・協働推進事業」指定校で、高校生が地域の課題解決に向け、自治体や地域住民等と連携した地域行事等の企画運営や、地域企業と連携・協働した商品の開発やブランド化に取り組み地域への愛着を育む機会の充実を図るとともに、教育課程研究協議会や令和6年度の全国産業教育フェア栃木大会を活用してその成果の普及を図ってきたが、指定校以外の高等学校への成果の普及が課題である。

国や県の動向等

- 主権者教育実施状況調査報告書（R5.3）
- 高等学校等における主権者教育の課題に対応した具体的な取組例（R5.5）

今後の方向性等

- 引き続き、社会的事象等を自分事として考える機会を充実させるとともに、課題の把握、追究、解決という学習過程をとおして、社会に参画する力の基盤を育むことが重要である。
- また、教科等横断的な視点が大切であり、教育活動全体を通じてその育成に取り組む必要がある。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、地域と連携・協働する機会の充実、学校教育全体に児童生徒が主体的に参画できるような学校体制の整備を図ることが求められる。

基本目標Ⅳ 自分の未来を創る力を育む

基本施策10

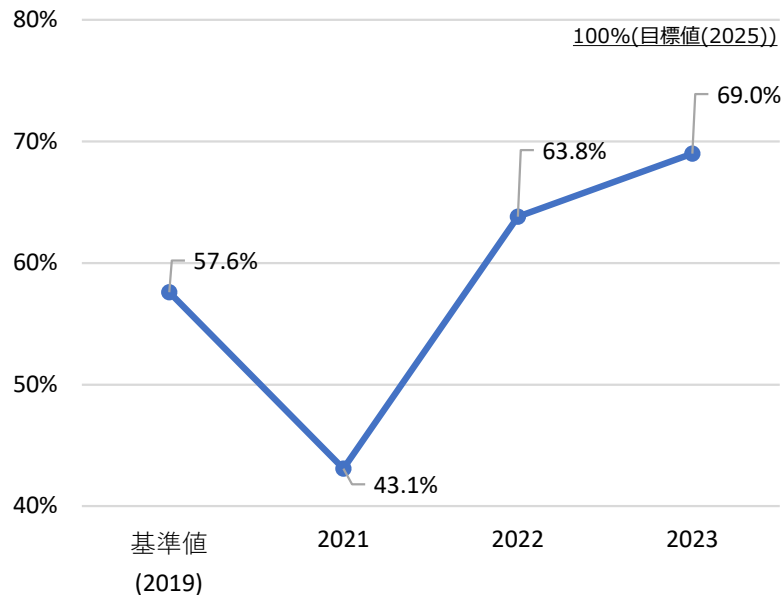
キャリア教育・職業教育の充実

主な取組

(1) キャリア教育の充実

(2) 職業教育の充実

生徒一人一人が主体的に学ぶ体験活動を取り入れた
キャリア教育を推進している高等学校の割合



今後の方向性等

- 高等学校では一人一人の勤労観、職業観を確立させるため、地域や産業界等と連携したインターンシップ等の職業体験活動の機会の充実を推進し、特別支援学校では、児童生徒一人一人の生涯にわたる自立と社会参加を見据え、職業教育における個に応じた指導の充実と、きめ細かな就労支援の推進を図る。
- 小学校・中学校・高等学校等の段階を通してキャリア・パスポートの活用と接続を促し組織的・系統的なキャリア教育の充実を目指す。
- 「基礎的・汎用的能力」を、子どもたちに確実に育成していく。
- 「とちぎの高校生『じぶん未来学』」のより効果的な実施・活用を推進し、生徒が自らの将来について考える力を高める。

令和6年度末時点の総括（成果と課題）

(1) キャリア形成支援事業やインターンシップ推進事業を通して、生徒一人一人が主体的に学ぶ体験活動を取り入れたキャリア教育を推進している高等学校の割合は、2021年においては、感染症の影響もあったが、昨年、今年と数値は伸びている。

自分の将来について考える「とちぎの高校生『じぶん未来学』」のテキストを令和4年に改訂し、より活用し易いよう内容を精選し、デジタル化した。

(2) 知的障害特別支援学校高等部の職業教育に係る指導マニュアル（流通・環境・食品・福祉の分野）に生徒の主体的な取組を促す指導の要点を加えるなどの改善を行い、指導の充実を図った。また、就労支援コーディネーターが担任等からの情報を基に実習・就職先企業を開拓するなどして、生徒の希望・適正に応じた円滑な就労を図った。

国や県の動向等

- 小学校キャリア教育の手引き（2022年3月、文部科学省）
- 中学校・高等学校キャリア教育の手引き（2023年3月、文部科学省）
- 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日、文部科学省）にて、キャリア教育・職業教育の充実について記載

基本目標Ⅴ 豊かな学びを通して夢や志を育む

基本施策11

ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実

主な取組

- (1) ふるさととちぎを学ぶ機会の充実 (2) 伝統や文化に関する教育の充実
(3) 文化財の保存と文化財に触れ親しむ機会の充実

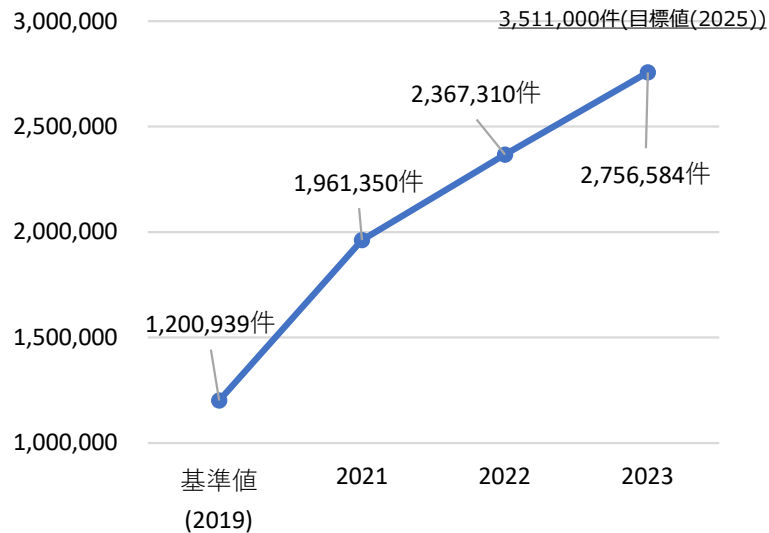
令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) ふるさと“とちぎ”を学ぶことができるよう、作成した2種類の「とちぎふるさと学習資料集（デジタルブック版）」の活用を促進することができた。
- ・ **とちぎふるさと学習資料集活用実績 (R3)95.6% (R4)93.3% (R5)92.2%**
- (2) 学校において地域の文化財や伝統文化に関する出前授業を行い、身近に本物の文化財に触れる学習をととして、県内の文化財に関する関心を高めたり、児童の地域への愛着を深めたりする機会の充実を図った。
- ・ **埋蔵文化財センター利用者数 (R3)5,703人 (R4)6,465人 (R5)9,227人**
 - ・ **全国学力・学習状況調査（児童質問紙）今住んでいる地域の行事に参加していますか。肯定的回答の割合 (R3)57.4% (R4)55.5% (R5)59.2%**
- (3) 新たに県文化財等に3件を指定し保存を図った。また、「いにしえの回廊」の特集ページを充実させるなど、文化財情報の積極的な発信を行った。
- 過疎化や少子高齢化等を背景に文化財の継承が危ぶまれている。

国や県の動向等

- 「教育振興基本計画」（文科省）：伝統や文化等に関する教育の推進
- とちぎ未来創造プラン（重点戦略Ⅰ-1）
 - ・ 確かな学力と豊かな人間性、ふるさとを愛する心の育成
 - ・ 地域等との連携・協働などによる特色にある学校教育の推進
- とちぎ未来創造プラン（重点戦略Ⅴ-5）
 - ・ とちぎへの愛着や誇りの醸成と「栃木ファン」の創出・拡大

フェイスブック「体感!!とちぎの文化財」ページのコンテンツを見たユーザー数（累計）



今後の方向性等

- 小・中学校段階においては、ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等について学習したことを生かして、ふるさと“とちぎ”の魅力を発信したり、課題の解決に向けて取り組んだりする機会の充実に努め、ふるさとの一員としての自覚を養うとともに、誇りをもてるようにする。
- 高等学校段階においては、引き続き、各教科や総合的な探究の時間等において、地域の素材や地域の学習環境を積極的に活用したり、生徒が地域の一員として地域の人々と共に活動したりするとともに、新たな地域資源の発掘や地域の魅力の発信に主体的に取り組むことなどをおし、とちぎで育まれてきた伝統や文化などについて深く追究する姿勢を身に付け、それらを育んできた郷土を愛する心を育む。
- 地域の文化財を次の世代に確実に継承するため、県民が文化財の価値や魅力を実感できるよう、市町や関係機関等と連携を図り、県民が文化財に触れ親しむ機会の充実を図る。

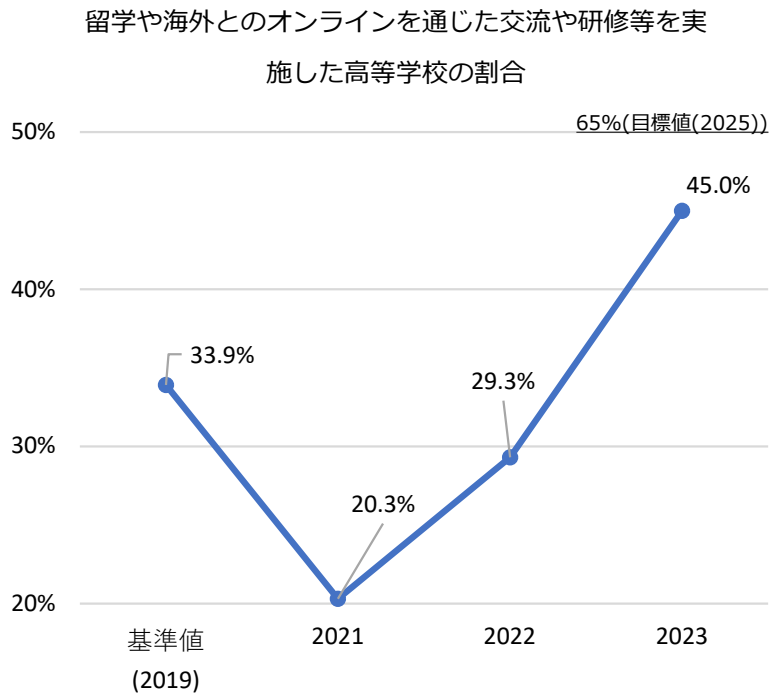
基本目標Ⅴ 豊かな学びを通して夢や志を育む

基本施策12

より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実

主な取組

- (1) 高度な学びの機会の充実
- (2) 産学官連携による産業教育の充実
- (3) 国際的視野やチャレンジ精神の涵養



令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) 「とちぎ子どもの未来創造大学」事業を実施し、高等教育機関や企業等と連携した「本物」体験講座を提供した。R3～R5の3年間で、305講座を実施、延べ約4,100名が参加した。
多様な分野で専門性の高い技術等に触れることで子どもの探究心が一層高まるよう、学習機会の充実に加え、内容の充実が課題である。
- (2) 第34回全国産業教育フェア栃木大会の実施（文科省、産振中央会等との連携、来場者約42,000人）や高校生未来の職業人育成事業の実施（9校：企業・学校・関係者600人程度）により、産学官が連携し、産業教育の魅力を全国の専門高校関係者、県民に広く伝えることができた。
今後の少子化への対応や働き手の不足等を考えると、小中学生、保護者への更なる魅力発信が課題である。
- (3) 留学や海外との交流や研修等を実施した高等学校の割合が令和5年度以降急激に増加の傾向にある。また、令和6年度における「県立学校短期留学支援事業」には9団体合計約200名（最終人数未確定）、「高校生短期留学プログラム支援事業」には3団体計60名（最終人数未確定）が参加予定である。
留学経験者による県内高校生への報告会等の開催が実施できず、全県への成果普及ができなかったことが課題である。

国や県の動向等

- 「第4期教育振興基本計画」（文科省）：日本人生徒の海外留学の促進、外国人留学生受入れの推進、高等学校の国際化について記載

今後の方向性等

- 民間企業や県の研究機関等の多様な機関との協力体制を拡充し、新規講座の開設を進めるなどより多くの学習機会を提供する。
- 産学官の連携を今後も深め、産業教育の魅力を伝えたり、よりよい産業教育の在り方を検討していく。
- 国際的に活躍できる人材の育成を図るため、語学力やコミュニケーション能力の向上等を目的とした高校生の留学や海外との交流の活性化を図る。

基本目標Ⅴ 豊かな学びを通して夢や志を育む

基本施策13

県民一人一人の生涯学習への支援

主な取組

- (1) 生涯学習推進の基盤づくり
- (2) 生涯にわたる学びの機会の充実
- (3) 学びを生かした地域づくりの促進

令和6年度末時点の総括（成果と課題）

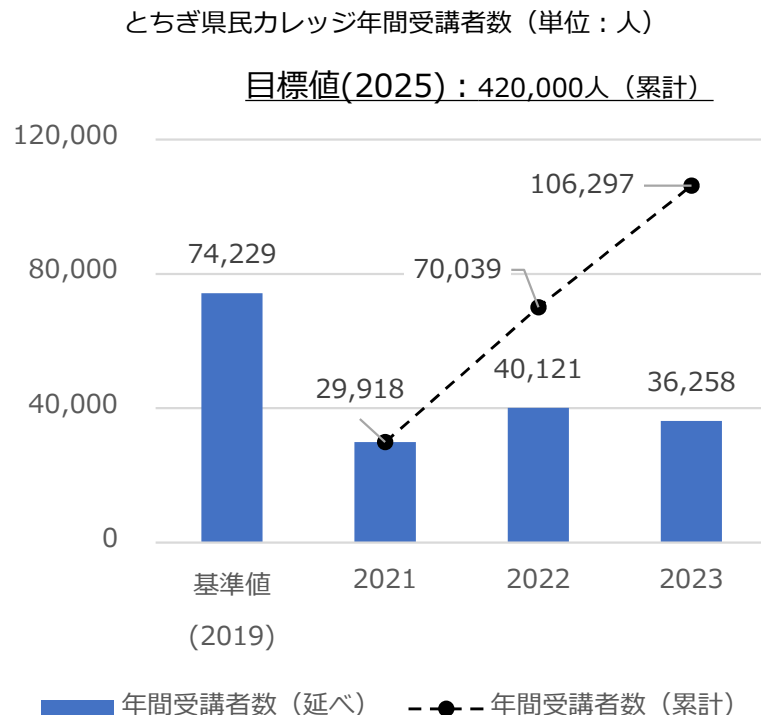
- (1) ICTを活用した学習機会の充実に図り、市町におけるICTを活用した講座数が増加した。
 - ・ **講座数 (R3)72講座 → (R5)92講座**
また、新青少年教育施設「栃木JIMINIE倶楽部自然の家みかも（県立みかも自然の家）」を令和6(2024)年4月に開所した。一方で、県民の「学びのオーガナイザー」としての役割を担う社会教育主事や社会教育主事有資格者の資質向上のための研修を充実させる必要がある。
- (2) 「とちぎ県民カレッジ」の登録機関数、登録講座数とも増加し、県民に多くの学習機会を提供した。
 - ・ **登録機関(R3)78機関 → (R5)79機関**
 - ・ **登録講座(R3)1503講座 → (R5)1559講座**
一方で、局内各課や福祉部局と連携し、障害者の生涯学習の推進を図る必要がある。
- (3) 地域学校協働活動推進員養成研修など人材育成に努め、地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の数が増加した。（R3:333名→R5:398名）学びを生かした地域づくりを促進するため、地域学校協働活動の好事例を地域学校協働本部未設置の市町等に周知し、地域に合った取組を進める必要がある。

国や県の動向等

- 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（令和6年6月）
 - 「ウェルビーイング」を目指し、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会の実現
- 第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）
 - 「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」

今後の方向性等

- 社会教育士や地域学校協働活動推進員をはじめとする社会教育指導者の継続的な養成と活用
- リカレント教育、障害者を含めた誰もが学びに向かうことができる生涯学習の推進



基本目標Ⅴ 豊かな学びを通して夢や志を育む

基本施策14

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進

主な取組

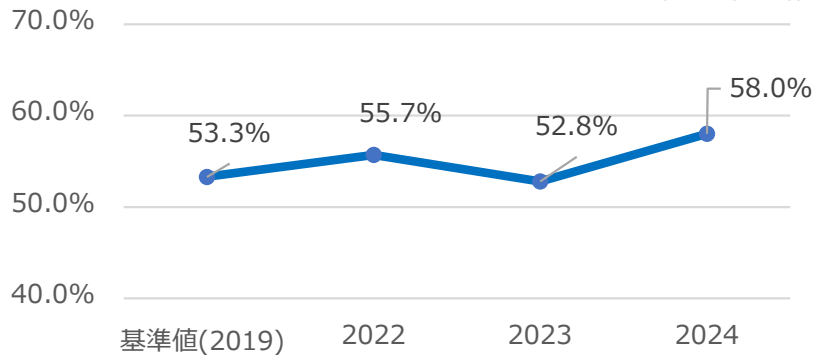
(1) 本県選手の競技力の向上 (2) 大会の開催によるレガシー（遺産）の継承

国民体育大会での天皇杯・皇后杯の順位

	基準値 (2019)	2021	2022	2023	2024
天皇杯	18位	三重大会 中止	2位	16位	25位
皇后杯	26位		2位	19位	27位

成人の週1日以上スポーツ活動実施率

65%(目標値(2025))



令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) 目標の天皇杯・皇后杯での10位台には及ばなかったが、各競技力向上事業等により、弓道、スポーツクライミングの2連覇、テニス、バスケットボール等6競技8種目で第1位に輝いたほか、24競技66種目で入賞し、成果を収めた。
- (2) 栃木県スポーツコミッションによる全国レベルの大会等（R5:10件、R6:14件）及びスポーツ合宿（R5:4,881人泊、R6:10,493人泊）の誘致や、市町等が実施するマイタウンスポーツの創出に向けた体験教室・普及イベントへの支援（R5:14市町27団体、R6:15市町27団体）などにより、本県スポーツの更なる振興と地域活性化が図られた。
※ R6実績は、令和6年11月末日現在
とちぎ国体・とちぎ大会の開催やプロスポーツチームの活躍などによるスポーツへの関心の高まりもあり、スポーツ実施率は上昇傾向にあるものの、仕事や家事、子育て等で忙しい30代の実施率が低い状況にある。

国や県の動向等

- 第3期スポーツ基本計画(令和4年3月25日)において、東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向け、『持続可能な国際競技力の向上』、『大規模大会の運営ノウハウの継承』、『多様な主体によるスポーツ参画の促進』、『地方創生・まちづくり』、『スポーツを通じた国際交流・協力』、『スポーツを実施する者の心身の安全・安心確保』について重点的に取り組むことが示された。

今後の方向性等

- 国民スポーツ大会での上位の維持やオリンピック、パラリンピックなどの国際大会に本県ゆかりのアスリートを多数輩出することなどを目指し、引き続き競技力向上を図っていく。
- 引き続き、栃木県スポーツコミッションを中核として、国際大会を含む大規模大会・スポーツ合宿等の誘致など、スポーツツーリズムの推進により、本県の更なるスポーツ振興やスポーツを活用した地域活性化を推進していく。
- 若い世代が日常生活の中で運動に取り組めるよう、市町や関係団体の他、発信力の高いプロスポーツチームとも連携し、ウォーキングやサイクリングなどの普及・啓発や親子で楽しめるスポーツイベントの充実に努めていく。

基本目標Ⅵ 教育の基盤を考える

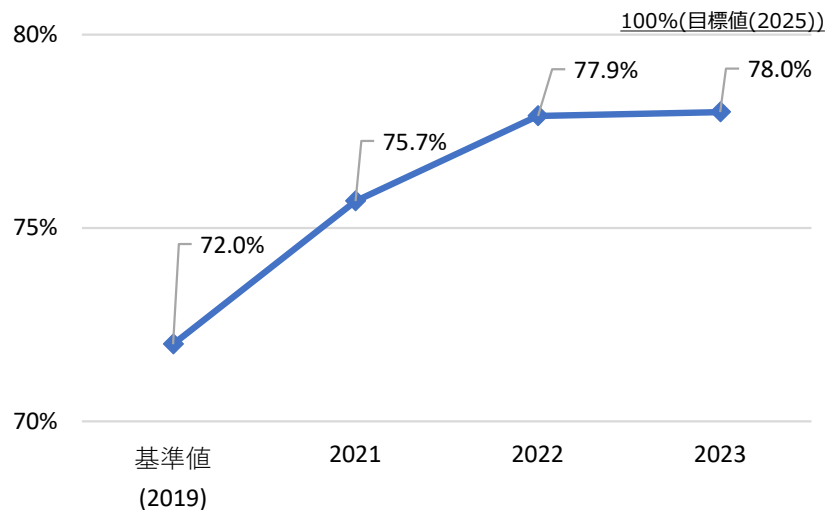
基本施策15

学校教育の情報化の推進

主な取組

- (1) 教員のICT活用指導力の向上
- (2) 情報モラル教育の充実
- (3) ICT環境の充実

ICT活用指導力チェックリストの「授業にICTを活用して指導する能力」に関する設問において、「できる」もしくは「ややできる」と回答した教員の割合
〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)〕



令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) 教育CDOの支援による研究校での実践事例の創出とその共有、各種研修の実施等により、教員のICT活用指導力は徐々に向上しており、ICTを活用した授業が展開されているが、教員間の意識や知識の差が広がりつつある。
- (2) 情報モラルに関する教材やリーフレットを作成し、研修等によりその活用を推進することで、教員の指導力向上に取り組んでいるが、SNSを始めとするネット上でのトラブルが散見される。
- (3) GIGAスクール構想の実現に向け、全県立学校への1人1台端末や無線ネットワークの整備などICT環境の充実に図るとともに、ICT支援員の配置などにより学校を支援することで、ICTの活用が推進された。今後、通信量の増加による負荷の増大や、クラウドの活用によるシステム間でのデータ連携に関する課題が見込まれる。

国や県の動向等

- 文科省は令和4年12月に「学校教育情報化推進計画」を策定し、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示した。
- 栃木県は令和6年11月に「栃木県学校教育情報化推進指針」を改訂し、学校教育情報化の基本的な方向性を示した。

今後の方向性等

- 「学校教育情報化推進計画」や「栃木県学校教育情報化推進指針」で示されている教員のICT活用指導力の向上、ICT環境の充実に引き続き取り組むことに加え、児童生徒の情報活用能力（情報モラルを含む）の育成、校務DXの推進を図る。

基本目標Ⅵ 教育の基盤を考える

基本施策16

教員の資質・能力の向上

主な取組

- (1) 養成・採用・研修の一体的な取組の推進
- (2) 教員のキャリアステージに応じた研修の充実

令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) 優れた人材の確保に向け、SNSを活用した動画配信、高校生や大学生への説明会の拡充など、教員の魅力発信を図るとともに、今年度実施の教員採用試験では、第2次試験の内容の変更や新たな特別選考の新設により、教員の資質・能力を評価しやすい選考に改善した。また、「学校で働きたい人応援事業」を新たに実施し、幅広い人材の発掘に努めた。
質の高い教員の確保に向けて、採用試験の方法や内容等の検討及び教員の魅力発信の充実が課題。
- (2) 教職経験年数に応じた研修について、研修内容や系統性の見直しを行い、教員としての基礎的な知識の理解、実践的指導力の向上を図った。
県総合教育センターが実施した研修について「自身のキャリアステージに応じた資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合は81.1%と目標値を1.1ポイント上回った。
- (3) とちぎの教育未来塾をオンライン型と参集型に加え、これらのハイブリッド型で実施することにより、受講者が受講しやすい環境を整備した。
学生の受講者増加に向けた広報活動の充実が課題。

国や県の動向等

- 教職大学院を修了し教師となった者を中心とした奨学金返還免除の実施。
- オリンピアン・パラリンピアンをはじめとした、アスリートのセカンドキャリアの一つとしての学校教育への参画促進。
- 免許外教科担任の縮小や小中学校免許状の併有促進のため、現職教師がそれら免許状の取得に必要な単位を修得できるよう、免許法認定講習等の開発・実施を委託。

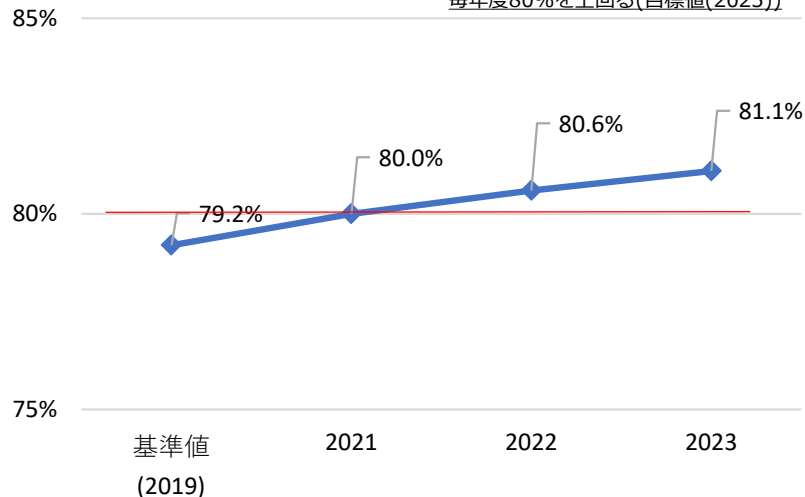
今後の方向性等

- 高校生・大学生を対象とした説明会や「学校で働きたい人応援事業」の更なる充実等、教員免許保持の有無に関わらず、幅広い人材の確保に努める。
- 教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」の実現に向け、教員としての基礎的な知識の理解に加え専門性の向上、管理職のマネジメント能力、ファシリテーション、アセスメントの向上に取り組み、学び続ける教員の育成に努める。

県総合教育センターが実施した研修について「自身のキャリアステージに応じた資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合

〔受講者振り返りシート〕

毎年度80%を上回る(目標値(2025))



基本目標Ⅵ 教育の基盤を考える

基本施策17

学校運営体制の充実

主な取組

- (1) 学校の指導体制の充実 (2) 学校における働き方改革の推進
(3) 教職員の保健管理の充実

	基準値 (2019)	2021	2022	2023	2024	目標値 (2025)
推進 指標	少人数学級及び少人数指導の成果として、きめ細かな指導につながった旨の回答をした小・中・義務教育学校の割合〔少人数学級実施状況調査、少人数指導の実態に関する調査〕					
少人数 学級	94.9%	95.8%	96.3%	96.2%	年度末 に確定	毎年度95% を上回る
少人数 指導	97.7%	97.6%	97.6%	98.9%	年度末 に確定	毎年度95% を上回る
推進 指標	「業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した」と回答した公立学校教員の割合〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕					
	24.3%	31.8%	29.0%	29.4%	44.2%	50%以上
推進 指標	公立学校教員の1か月当たりの時間外勤務時間(在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた各月の合計時間の平均)〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕					
	49.5時間	48.0時間	49.5時間	46.1時間	44.8時間	45時間以下

令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) 義務教育全学年における35人以下学級及び少人数指導の実施により、教員が児童生徒一人一人の学習状況を把握しやすくなり、きめ細かな指導が可能となった。また、教員の事務負担が軽減され、児童との交流時間が増加したことも大きな成果である。一方、少人数指導のための加配については数に限りがあり、市町からのすべての要望には応えることができていない。
- (2) 働き方改革に関する全公立学校長への研修の実施やモデル校の成果普及、外部人材の配置拡充等により時間外在校等時間が減少傾向にあるが、2期プランの中間目標（令和6年度までに時間外在校等時間が月80時間を超える教員をゼロとする）の達成とはならず、依然厳しい状況である。
- (3) 県立学校においては、定期健康診断やストレスチェックはほぼ全員実施されているが、精密検査未受診者がいることや高ストレス者のうち産業医による面接を希望する者が少ないことに課題がある。

国や県の動向等

- 令和6年度に、国による小学校全学年における35人以下学級が実現。
※ 本県は、令和2年度から義務教育全学年における35人以下学級を実施。
- 中央教育審議会質の高い教師確保特別部会で教員の処遇改善等について協議がなされ、令和6年8月末に答申がまとめられた。その答申を踏まえた取組の徹底等について、文科省他から同年9月末に通知が発出された。

今後の方向性等

- 「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく14の取組の徹底
- 働き方改革の推進に向けた保護者、地域住民、首長部局等と連携・協働した取組の一層の充実
- 教職員の保健管理の充実に向け、公立学校共済組合とも連携し、取組を一層充実させる。

基本目標Ⅵ 教育の基盤を考える

基本施策18

家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

主な取組

- (1) 「ふれあい学習」の推進 (2) 学校と地域の連携・協働の推進
(3) 家庭教育への支援

令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) 各教育事務所において、ふれあい学習の推進・啓発・実践化をねらいとした講演や実践事例研究等を行うふれあい学習ネットワークを開催（R5 400人参加）し、関係者間の連携を深めた。
- (2) 頑張る学校・地域！応援プロジェクト（R2～R4）において、学校と地域の連携・推進モデル校（2校×7教育事務所×3年＝42校）を指定し、地域学校協働活動の充実を図った。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を支援してきたが、地域学校協働本部のカバー率（73.0%）とコミュニティ・スクールの整備率（50.6%）に差が見られる。
- (3) 地域において家庭教育支援を展開する人材を養成（年間40人程度）し、多くの学習機会を提供した（R5 298回）。しかし、支援の届きにくい家庭への支援体制の構築が十分図られていないことが課題である。

国や県の動向等

- 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理
- 「ウェルビーイング」を目指し、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会の実現や社会的に制約のある方々の学習ニーズの把握、学びを提供する役割も担い、地域や社会へも貢献（社会的包摂への対応）等が示された。
- 第4期教育振興基本計画
- 「地域や家庭で 共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」が示された。

今後の方向性等

- 「ふれあい学習」の内容を分かりやすく整理するとともに広く県民に周知し、地域全体で子どもも大人も共に学び合い育ちあう教育環境を構築する。
- コミュニティ・スクール関係者を対象とした説明会や研修等を充実させ、コミュニティ・スクールを導入することのメリットを伝えることでコミュニティ・スクール導入を促し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のより一体的な推進を図っていく。
- 地域の実情に応じた家庭教育支援の充実を図り、より多くの家庭に必要な支援を届けられるよう、関係機関との連携を深めていく。

基本目標Ⅵ 教育の基盤を考える

基本施策19

魅力ある県立高校づくりの推進

主な取組

(1) 魅力ある県立高校づくりの推進



学校の統合に伴い整備した新校舎（足利高校）

令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- 第二期県立高等学校再編計画（H30～R4）に基づき、学校の統合や男女別学校の共学化、単位制の導入、職業系専門学科の改編、コミュニティ・スクールの導入、定時制高校の再編など、魅力と活力ある県立高校づくりを推進するとともに、再編に係る必要な施設整備を行った。
- 「未来を創る高校生地域連携・協働推進事業」や「STEAM教育推進事業」など、地域等と連携・協働した探究的な学びにより生徒一人一人の資質・能力を高めるための取組を推進した。
- 今後の望ましい県立高校の在り方について検討する有識者会議からの提言を受け、パブリック・コメント等により幅広く聴取した県民の意見等を踏まえながら、魅力と活力ある学校づくりを推進するため、第三期県立高等学校再編計画を策定した。

国や県の動向等

- 中央教育審議会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会における高等学校教育の在り方ワーキンググループから、令和5年8月に、全ての生徒の学びの充実に向けた探究的な学びの推進等の具体的方策等を示した中間まとめが出された。

今後の方向性等

- 未来共創型専門高校や中等教育学校、フレックス・ハイスクールの設置など、第三期県立高等学校再編計画（R6～R17）に基づく県立高校の特色化・魅力化のより一層の推進
- 文理横断的な学び、産業界と連携・協働した実践的な教育活動の推進及び県立高校全体への普及
- コミュニティ・スクールの設置拡大による、社会との連携・協働のより一層の推進とスクール・ミッションの実現

基本目標Ⅵ 教育の基盤を考える

基本施策20

学校施設・設備の整備

主な取組

- (1) 県立学校施設・設備の整備 (2) 公立小・中・義務教育学校施設の整備促進



「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づき
改修を実施した校舎

令和6年度末時点の総括（成果と課題）

- (1) 栃木県立学校施設長寿命化保全計画に基づき、県立学校施設の屋根・外壁やトイレ等の計画的な改修を実施し、安全安心な学習環境の確保を図った。
実験実習機器等についても、各学校の状況等を踏まえ、優先度の高いものから整備を行った。
県立学校施設のうち、築40年を経過した施設が保有面積の約7割を占めており、長寿命化対策が引き続きの課題である。
- (2) 老朽化した学校施設の長寿命化や特別教室棟への空調設置、トイレの洋式化などについて、国の学校施設環境改善交付金等を活用し、施設整備を促進した。（R6 168件、2,083百万円）
公立小・中・義務教育学校施設の約5割が築40年を経過しており、教育面・機能面・安全面を踏まえた長寿命化対策が喫緊の課題である。

国や県の動向等

国の方針と動向

- 安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備について長寿命化改修等を通じて計画的・効率的に推進するとともに、非構造部材の耐震対策、避難所ともなる学校施設の防災機能強化（トイレの洋式化、空調設置やバリアフリー化を含む。）や水害対策を図る。
- 学校施設環境改善交付金
 - 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ（1/3→1/2）の時限延長（令和11年度まで）
 - 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長（令和11年度まで）
- 空調設備整備臨時特例交付金
 - 避難所に指定されている学校の屋内運動場における空調設備設置のための交付金を新設（令和15年度まで）

今後の方向性等

- 安全安心で快適な学習環境確保のため、引き続き県立学校施設の計画的・予防的な改修工事等を実施する。
- 各市町に対して、小・中・義務教育学校の学校施設に係る様々な課題の早期解決に向けた国庫補助の活用を促すなど、必要な助言等を行っていく。